

令和7年度

「甲斐市首都圏魅力発信プロモーション事業」業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年8月

甲斐市

1 業務名称

令和7年度「甲斐市首都圏魅力発信プロモーション事業」業務委託

2 業務目的

山梨県のほぼ中央に位置する甲斐市は、自然と都市機能が調和した暮らしやすい環境を有し、首都圏からのアクセスも良好でありながら、認知度ではまだ十分に高いとは言えない。本業務では甲斐市の特産品や文化などを首都圏で情報発信することによって、甲斐市の認知度を高め、都市部からの移住・定住、観光誘致、関係人口を創出することを目的とする。

3 業務概要

(1) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書を優先する。

(2) 履行期間

契約日の翌日から令和7年12月12日（金）まで

(3) 主管部署

甲斐市 市長公室 秘書課 シティプロモーション係
〒400-0192 山梨県甲斐市篠原2610番地
電話番号：055-267-7223
FAX番号：055-276-7216
メールアドレス：citypro@city.kai.yamanashi.jp

4 委託上限金額

令和7年度甲斐市首都圏魅力発信プロモーション事業

金2,499,200円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

5 事業者の選定及び契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(公募型プロポーザル方式を採用する理由)

本事業は、甲斐市の特産品や文化などを首都圏で魅力発信することによって、甲斐市の認知度を高め、都市部からの移住・定住、観光誘致、関係人口の創出を目的とし、効果的な情報発信や交流機会の創出について、市にとって最も適切な事業者を総合的に評価する必要があることから、優先交渉権者を選定するプロポーザル方式を採用する。

また、より多くの事業者の参加を促進することで、市が求める要件に適した信頼できる事業者を選定することが可能となることから、指名型プロポーザル方式ではなく、公募型プロポーザル方式を採用する。

6 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、単独の法人とし、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であって、同条第 2 項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者
- (2) 国、地方公共団体等による工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続き開始又は、民事再生手続き開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者でないこと。
- (6) 参加表明書の受付日からさかのぼり、6 か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者でないこと。
- (7) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団または暴力団員に該当しないこと。またそれらの者から委託を受けた者でないこと。

- (8) 対面またはオンラインによる打ち合わせに常時参加できる体制を整えていること。
- (9) 参加表明書及び宣誓書等提出の時点において、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。
- (10) 過去5年以内に、東京都内で地方公共団体のPRイベント業務を元請けとして契約・履行した実績を有すること。

7 スケジュール

(1) 日程

項目	日程
実施要領の公表	8月25日(月)
実施項目に関する質問受付	9月1日(月) 正午まで
質問回答	9月3日(水) までに随時回答 回答は市ウェブサイトに掲載
参加表明書及び宣誓書提出期限	9月9日(火) 正午まで
参加資格審査結果の通知	9月11日(木)
企画提案書等提出期限	9月16日(火) 正午まで
プレゼンテーション審査	9月22日(月)
プレゼンテーション結果通知	10月上旬
契約締結	10月中旬

(2) 実施要領に関する質問受付及び回答

① 質問の方法

本実施要領に関する質問については、電子メールのみの受付とする。電話、FAX及び口頭並びに持参等は不可とする。質問書〔様式1〕を使用し、件名を「令和7年度甲斐市首都圏魅力発信プロモーション事業業務委託に関する質問」として、令和7年9月1日(月) 正午までに主管部署へ送信するものとする。

なお、他の参加者の情報等に関する質問については受け付けない。

② 送信先

主管部署とする。

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

③ 回答

令和7年9月3日(水)までに随時市ウェブサイトに掲載し、個別には回答しない。

(3) 参加表明書及び宣誓書等の提出

① 受付期間

令和7年9月9日(火)正午までに必着。受付は土、日、祝日を除く開庁日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。最終日は正午まで)。

② 提出方法及び提出先

主管部署への持参もしくは郵送(配達証明郵便で提出期限までに到達、締め切り厳守)とする。令和7年9月9日(火)正午必着とし、併せて、電子メールにおいて、郵送した旨を送信すること。

※送信後は主管部署に、必ず電話で受信確認すること。

※参加資格要件の審査結果通知については、令和7年9月11日(木)に電子メールで通知する。

③ 提出書類

次の書類にインデックスを張り付け、A4ファイルに綴じたものを10部(正本1部、副本9部)提出すること

- ・参加表明書及び宣誓書〔様式2〕
- ・事業者の関連業務実績一覧〔様式3-1〕
- ・協力会社届出書(該当する場合)〔様式3-2〕
- ・参加者概要資料(会社案内、パンフレット等)〔任意様式〕
- ・国、事業所所在地の都道府県及び市町村税の滞納がないことが証明できるもの(滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し、参加表明書及び宣誓書等の書類提出日以前1か月以内に発行されたもの)〔任意様式〕

(4) 企画提案書等の提出

① 受付期間

令和7年9月16日(火)正午までに必着。受付は土、日、祝日を除く開庁日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。最終日は正午まで)。

② 提出方法及び提出先

主管部署への持参もしくは郵送(配達証明郵便・提出期限までに到達、締め切り厳守)とする。令和7年9月16日(火)正午必着とし、併せて、電子メールにおいて、郵送した旨を送信すること。

※送信後は主管部署に、必ず電話で受信確認すること。

③ 提出書類

次の書類にインデックスを張り付け、A4ファイルに綴じたものを10部（正本1部、副本9部）及びすべての電子データを保存したCD-R又はDVD-Rを提出すること。

- ・企画提案書提出届出書〔様式4〕

- ・企画提案書〔任意様式〕

※A4判表紙を除き概ね20ページとする。ただしA3判1ページはA4判2ページとする。なお、提案に支障のない範囲で両面印刷すること。

※記載については別表「審査基準」に示す各評価項目順に、それぞれについて分かりやすく記載すること。各評価項目については、該当するNoを提案書内に記載すること。

- ・提案価格書〔様式5〕

※積算の内訳は可能な限り細分化すること。

④ 提出書類作成時のその他留意事項

使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、すべて横書きとする。提出日付は統一すること。また、企画提案書の内容については、審査基準（別表）に記載する事項をすべて含めるものとする。

⑤ 途中の参加辞退

参加表明書及び誓約書提出後に辞退する場合は、電子メールにより、件名を「業務委託公募型プロポーザル参加辞退」とし、辞退届〔様式6〕を主管部署へ送信すること。

※送信後、必ず電話により受信確認すること。

8 審査結果及び審査結果の通知と公表

（1）審査方法

提案の審査にあたっては、「令和7年度甲斐市首都圏魅力発信プロモーション事業業務委託における優先交渉権者選考審査基準」に基づき、「令和7年度甲斐市首都圏魅力発信プロモーション事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会」を開催し、提出された企画提案書等に記載された提案内容について、審査基準に基づいて審査を行う。配点は別表「審査基準表」のとおりとする。

（2）プレゼンテーション

① 日時

（ア）実施日 令和7年9月22日（月）

(イ) 場 所 甲斐市役所 本館 3 階大会議室
(山梨県甲斐市篠原 2610 番地)

② 実施方法

(ア) 所要時間は 1 者あたり 40 分程度。(説明 30 分以内、質疑応答 10 分程度)

(イ) 録音録画禁止。

(ウ) 提出された企画提案書等以外の使用は認めない。ただし、企画提案書の実例等をプロジェクタに投影し、プレゼンテーションすることは可能とする。

(エ) プレゼンテーションの出席人数は最大 3 名まで。

(オ) 各参加者のプレゼンテーションの順番は、参加表明書の提出順とする。

(カ) プレゼンテーションの開始時間は別途メールにて通知する。

(キ) 参加者はほかの参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(ク) 参加者が指定の時間に遅れた場合は審査対象としない。

(ケ) プレゼンテーションに際し、必要な機材のうち、プロジェクタ、HDMI ケーブル及びスクリーンは本市が用意する。その他必要なパソコン等の端末機器は、参加者が用意すること。

(3) 審査結果の通知及び公表

① 審査の結果は、参加者全てに文書で通知し、その概要を本市ウェブサイトで公表する。公表内容は、原則として優先交渉権者の名称及び点数、また参加者数とする。なお、電話や口頭、FAX、電子メール等による審査結果及び評価内容、点数等に関する問い合わせには応じない。

② 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

① 受付期間を過ぎて提出書類が提出された場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

④ 本実施要領に違反すると認められる場合

⑤ 参加者の要件を満たさなくなった場合

9 優先交渉権者との協議及び契約の締結

(1) 優先交渉権者

優先交渉権者は、市との協議により、企画提案内容を踏まえ、委託業務の詳細な内容を調整し、決定する。協議により、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、項目を追加、変更、あるいは削除する場合がある。

また、これにより、委託上限金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

(2) 契約締結

協議成立後、市と優先交渉権者との間で随意契約を締結する。なお、優先交渉権者が契約を辞退した場合もしくは契約締結前に参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、次点候補者を新たに優先交渉権者とする。

なお、契約書の作成を要するものとする。

(3) 契約保証金

契約締結の際、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、甲斐市財務規則(平成16年甲斐市規則47号)第164条に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 参加に関する留意事項

(1) 費用負担

参加に係るすべての書類の作成、及び提出に係るすべての費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。なお、優先交渉権者の提出した書類の著作権に関しては、契約時点で本市に帰属するものとする。また、本市は参加者に無断で本提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負う

ものとする。

(4) 市からの提出資料の取り扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 参加者の複数提案の禁止

参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により提出書類に記入した人員体制の変更を行う場合は、甲斐市から承諾を得るものとする。

なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(7) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった場合は、参加表明書又は企画提案書を無効とする。

(8) 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり関係する法令等を遵守しなければならない。

(9) 仕様書

仕様書は公募型プロポーザルを実施するにあたり、最低限の要求事項を示すものである。提案を受け付けるにあたり、要求事項に対する手法や仕様書に記載していない独自の提案、計画実現性を高めるための具体的な提案がされることを期待する。仕様書は、優先交渉権者特定後、企画提案内容等に応じて内容を変更できることとする。